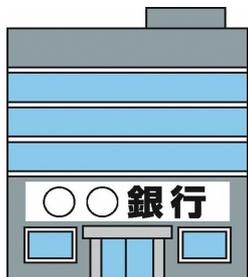




## 銀行窓口で契約した外貨建て保険のトラブル



助言



### 事例

亡くなった夫の相続手続きに行った銀行で、「少しでも増やすことができる、毎年利息が入る」と外貨(ドル)建ての終身保険を勧められ、その場で300万円の契約をした。

しかし、為替相場は変動するものなので、外貨(ドル)建てでは満期時に元本割れのリスクがあることが分かった。クーリング・オフしたいが、全額戻らないことがあると聞いた。本当か。



低金利時代が続く中、預貯金よりも有利な資産運用方法として、銀行から保険商品を勧められることがあります。これまで「預貯金と思って契約した」「生命保険の契約とは知らなかった」ことから、中途解約時や保険受取時の元本割れリスクについて十分に理解しないまま契約し、トラブルになることがありました。最近では、外貨建ての生命保険や年金保険に関する相談が見られます。

保険は預貯金と違い、保険の種類によっては運用実績により保険金や年金額が支払った保険料よりも少ない金額となる場合があります。外貨建ての保険の場合はそれに加えて、外国為替市場の状況により損失が生じる可能性があります。

また、クーリング・オフができる場合でも、外貨建ての保険の場合は消費者の手元に戻されるのは外国通貨となるケースがあります。その場合は外国通貨と日本円との為替交換手数料を負担することになるほか、外為市場の値動きによっては為替差益が生じる場合もあり、クーリング・オフの場合でも結果として損失を被ることがあります。

銀行窓口で生命保険や年金保険などを勧められた時には、契約しようとする生命保険が自分の希望にあったものか、どのようなリスクがあるかについて詳細に説明を受け、確認しましょう。また、勧められてもすぐには契約せず、本人や家族にとって本当に必要なものかを冷静に検討する機会を必ず設けるようにしましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）